船橋市木造住宅耐震診断助成事業要綱

平成１７年３月２９日
建指第６５８号

（目的）

第１条　この要綱は、船橋市耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を助成することにより、市民の住宅の安全性に対する意識の啓発を図り、地震に強いまちづくりを進め、もって市民の生命及び財産の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）木造住宅　木造一戸建ての住宅又は併用住宅をいう。

（２）併用住宅　住宅及び住宅以外の用に供する部分（所有者が自ら経営しているものに限る。）がある建築物で、住宅以外の用に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の２分の１未満のものをいう。

（３）耐震診断　建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号）第２条第１項に規定する耐震診断で、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づき行うことをいう。

（４）耐震診断者　建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条の規定により登録を受けている一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所に所属している建築士（同法第２条第２項、第３項及び第４項に規定する一級建築士、二級建築士及び木造建築士をいう。）であって、千葉県が主催する木造住宅の既存建築物耐震診断･改修講習会又は耐震診断資格者講習（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成７年建設省令第２８号）第５条第１項第１号に規定する登録資格者講習、又は当該登録資格者講習と同等以上の内容を有すると国土交通大臣が認める講習をいう。）を修了した者をいう。

（５）助成事業　船橋市木造住宅耐震診断助成金（以下「助成金」という。）の対象となる耐震診断に係る事業をいう。

（助成対象の要件）

第３条　助成の対象となる木造住宅（以下「助成対象住宅」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

（１）船橋市内に所在していること。

（２）平成１２年５月３１日以前に新築工事に着手したものであること。

（３）地上階数が２以下であること。

（４）在来軸組工法により建築したものであること。

（５）助成事業について、過去に本要綱又は他の要綱に基づき助成金の交付を受けたことがないこと。

２　助成の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。ただし、第１号及び第２号に掲げる要件にあっては、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。

（１）助成対象住宅の所有者で、当該住宅に居住している者であること。

（２）市税の滞納がない者であること。

（３）船橋市暴力団排除条例（平成２４年船橋市条例第１８号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員等又は同条例第７条第１項に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）でない者であること。

（４）助成事業について、過去に本要綱又は他の要綱に基づき助成金の交付を受けたことがない者であること。

３　助成の対象となる耐震診断は、次の各号に掲げる団体のいずれかに所属している耐震診断者が行う耐震診断とする。

（１）一般社団法人　千葉県建築士会船橋支部

（２）公益社団法人　千葉県建築士事務所協会船橋支部

（助成金の額）

第４条　市長は、予算の範囲内において、前条に規定する木造住宅の所有者に対し、当該木造住宅の耐震診断に要する費用の一部について助成金を交付するものとする。

２　前項に規定する助成金の額は、耐震診断に要する費用に３分の２を乗じ、千円未満を切り捨てて得た額（以下「助成基本額」という。）とし、８万円を限度とする。

（交付申請）

第５条　耐震診断に係る助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成事業に係る契約を締結する前に、船橋市木造住宅耐震診断助成金

交付申請書（第１号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が必要があると認める場合は、第２号に掲げる書類の添付を要しない。

（１）申請者の住民票の写し

（２）市税を滞納していないことを証する書類

（３）助成対象住宅の登記事項証明書

（４）助成対象住宅の建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項に規定する確認済証の写し又は建築年月日が確認できる書類

（５）耐震診断に要する費用の見積書又はその写し

（６）その他市長が必要と認める書類

２　申請者は、前項に規定する申請と同一年度における助成対象住宅の固定資産税・都市計画税の納税通知書及び課税明細書の写しを添付する場合は、前項第１号及び第３号に規定する添付書類を省略することができる。

（交付決定等）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号に掲げる事項を審査し、適正と認めたときは助成金の交付決定を、不適正と認めたときは助成金の不交付決定をするものとする。

（１）この要綱及び予算に違反していないか。

（２）目的及び内容が適正であるか。

（３）金額の算定に誤りがないか。

２　市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付に係る事項に修正を加えて交付決定をすることができる。

（交付条件）

第７条　市長は、前条の規定により助成金の交付決定を通知する場合において、必要があるときは当該助成金の交付について次の各号に掲げる条件を附すことができる。

（１）助成事業の内容の変更をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。

（２）助成事業を中止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。

（３）助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

（４）交付決定の日から６０日以内に助成事業を完了し、かつ、関係書類を添えて、速やかに市長に報告すること。

（５）船橋市木造住宅耐震診断助成事業要綱を遵守すること。
２　市長は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか必要な条件を附し、又は指示することができる。

（交付決定等の通知）
第８条　市長は、助成金の交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を船橋市木造住宅耐震診断助成金交付決定通知書（第２号様式）により申請者に通知する。
２　市長は、助成金の不交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びその理由を船橋市木造住宅耐震診断助成金不交付決定通知書（第３号様式）により申請者に通知する。

（交付申請の取下げ）
第９条　申請者は、前条第１項の規定による通知を受けた場合において、決定内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。
２　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

（助成事業の遂行）
第１０条　第６条第１項の規定による助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成金の交付の対象となった事業計画及び交付決定に附した条件その他市長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって速やかに助成事業を行わなければならず、助成金の他の用途への使用をしてはならない。

（権利譲渡等の禁止）
第１１条　助成事業者は、助成金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（計画変更等の承認）
第１２条　助成事業者は、助成事業の計画を変更しようとするとき又は助成事業を中止しようとするときは、速やかに船橋市木造住宅耐震診断助成事業計画変更・中止承認申請書（第４号様式）により市長の承認を受けなければならない。
２　市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を船橋市木

造住宅耐震診断助成事業計画変更・中止承認通知書（第５号様式）により助成事業者に通知する。

（実績報告）

第１３条　助成事業者は、助成事業が完了したときはその完了した日から２０日以内の日又は助成金の交付決定に係る会計年度が終了する日のいずれか先に到来する日までに、船橋市木造住宅耐震診断助成事業実績報告書（第６号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（１）耐震診断結果報告書

（２）助成対象住宅の外観が２面以上確認できる写真

（３）耐震診断の実施に係る契約書の写し

（４）耐震診断に要した費用の領収書の写し

（５）その他市長が必要と認める書類

（助成金額の確定等）

第１４条　市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を船橋市木造住宅耐震診断助成金確定通知書（第７号様式）により、当該助成事業者に通知する。

（是正のための措置）

第１５条　市長は、前条の規定による審査又は調査の結果、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該助成事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該助成事業者に対して命ずることができる。

２　第１３条の規定は、前項の規定による命令に従って行う助成事業について準用する。

（交付時期）

第１６条　助成金は、第１４条の規定により確定した額を助成事業が完了した後において交付する。

（交付決定の取消等）

第１７条　市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取消し、その旨を船橋市木造住宅耐震診断助成金交付決定取消通知書（第８号様式）により当該助成事業者に通知する。

（１）偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。

（２）助成金を他の用途に使用したとき。

（３）暴力団等であることが判明したとき。

（４）前３号に掲げるもののほか、助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

２　市長は、助成事業者が前条の規定により助成金の交付を受けた後に前項各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、当該助成金の全部又は一部の返還を船橋市木造住宅耐震診断助成金返還命令書（第９号様式）により命ずるものとする。

（理由の提示）

第１８条　市長は、助成金の交付決定の取消し又は助成事業の是正のための措置の命令をするときは、当該助成事業者に対してその理由を示さなければならない。

（関係書類の整備）

第１９条　助成事業者は、助成事業に係る経費の収支を明らかにした書類を整備し、助成金の交付を受けた年度終了後５年間保管しておかなければならない。

（補則）

第２０条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年３月１７日建指第７０８号）

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年３月２６日公建第４８４号）

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年７月９日公建第１５２号）

この要綱は、平成２４年７月９日から施行する。

附　則（平成２７年３月３１日公建第３２３号）

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年３月２９日建指第１８３５号）

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成３１年３月２９日建指第１７４７号）

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和２年４月３０日建指第１２２号）

この要綱は、令和２年４月３０日から施行する。

附　則（令和３年３月２５日建指第１６００号）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年４月２０日建指第７３号）

この要綱は、令和３年４月２０日から施行する。

附　則（令和４年６月２７日建指第４５２号）

この要綱は、令和４年７月１日から施行する。

附　則（令和６年３月２２日建指第１９１０号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。